

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明和町長

市町村名 (市町村コード)	明和町 (24442)
地域名 (地域内農業集落名)	大淀地区 (大淀、山大淀、大堀川新田、南区(大淀甲、乙))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月 4日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地区は伊勢湾沿岸での地震災害等の影響が予測されることより、また基盤整備が進んでいないことより、区域外の担い手および法人の進出がなく、主に地元の担い手と個人農家により営農されています。耕作者468名の内65歳以上の方が347名(約87ha)で地域の約74%の方が10年以内に75歳以上の高齢者となります。今後離農が進むことが予想され、早急に現行担い手の営農拡大および地域内外からの新たな担い手確保等が課題と思われます。また、この地域の畑地は56ha(1469筆)の内、1筆400㎡以上の畑は約32ha(412筆)で、残りの24ha(1057筆)は1筆250㎡以下の小さい畑地が多数あり、耕作者数も221名と多いことより畑地の貸付、集約化が難しい課題があります。

(2) 地域における農業の将来の在り方

近年、地域外の担い手によるネギ栽培がおこなわれ、今後拡大が見込まれます。小規模畑地の集約化を行う上で同様の形態での展開が望まれます。担い手不足解消の為、担い手農家が地域を跨ぎお互いに助け合う目的で組織化を図り、担い手不在地域へ営農活動をしたり、多数の小規模畑地は地権者合意の元で集約・団地化を行い、一定規模での担い手誘致、その他誘致等により貸付を行う等の対応が考えられます。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	312.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	243.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	41.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域を外枠で囲った範囲、ただし保全管理等が行われる区域を除く

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作者は今後できるだけ耕作を継続していただき、やむなく離農する際は目標地図で色付けされた近隣の担い手に集積することで、団地化および集約化を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基本的には従来の利用権設定が満期となれば、中間管理事業を活用する。新たな賃借契約は中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手確への集約化の進展が見えた段階で、畦除去、水路の整備、農道整備を順次検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									